

南 医 介 号
平成 28 年 3 月 吉 日

江別医師会々員各位

南幌町長 三好 富士夫
(公印省略)

南幌町乳幼児等及び児童生徒等医療費助成事業に係る
協力依頼について

陽春の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、本町が実施しております医療費助成事業に対しましてご理解と
ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本町では子育て支援事業の一環として、平成 28 年 4 月 1 日から小学校 6
年生（12 歳に達した日の属する年度の末日）までの初診時一部負担金等の医療費
の負担をなくし、保険診療に係る医療費（食事療養費標準負担額を除く）を全額助
成とすることといたしました。

つきましては、江別医師会様との間に協定を締結させていただきましたので、自己負担分の医療費及び手数料等の請求の際には、お手数をおかけいたしますが別添
の請求用紙にてご請求くださいますようお願い申し上げます。

時節柄、ご多忙の折とは存じますが、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 対象者 乳幼児等・児童生徒等
小学校 6 年生（12 歳に達した日の属する年度の末日）まで
2. 実施時期 平成 28 年 4 月 診療分から（5 月 請求分より）
3. 自己負担 保険診療に係る医療費（食事療養費標準負担額を除く）の全額

※なお、ご不明な点がございましたら、南幌町役場住民課医療介護グループ
011-378-2121 までご連絡をお願い申し上げます。

南 医 介 号
平成 28 年 3 月 吉 日

医 療 機 関 各 位

南幌町長 三好 富士夫
(公印省略)

乳幼児及び児童生徒等医療給付事業に係る医療費請求について

平素、南幌町乳幼児及び児童生徒等医療費助成事業に対し多大なるご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成 28 年 4 月 1 日から子育て支援事業の一環として、小学校 6 年生（12 歳に達した日の属する年度の末日）までについて、保険診療に係る医療費（食事療養費標準負担額を除く）の一部負担金について全額助成することとなり、南幌町が関係医療機関との協定に基づき実施している本事業の医療費請求が次のとおり変更となりますので、通知いたします。

については、医療費・取扱い手数料請求書につきまして変更いたしますので、平成 28 年 4 月診療分（5 月請求分）以降は同封しました請求書をご使用ください。

記

医療費請求の額

平成 28 年 3 月 診療 分 ま で	平成 28 年 4 月 診療 分 か ら
・ 保険診療に係る医療費の初診時一部負担金又は 1 割自己負担分を除いた額	・ 小学校 6 年生（12 歳に達した日の属する年度の末日）までの保険診療に係る医療費（食事療養費標準負担額を除く）の一部負担金等について全額

● お問い合わせ

空知郡南幌町栄町 3 丁目 2 番 1 号

南幌町役場住民課医療介護グループ (Tel 011-378-2121)